

ただの「保証人」とは違う！連帯保証人の重い責任

うかつに引き受けると破産も

保証人となって予想外の損失を被る人は少なくありません。日本弁護士連合会消費者問題対策委員会による「2014年破産事件及び個人再生事件記録調査」による破産理由(多重債務に陥った原因)のうち、「保証債務」が占める割合は22.42%。これに「第三者の債務の肩代わり」4.76%を加えると、破産理由の27%強が、他人の債務が原因となっています。これは「生活苦・低所得」60.24%に次ぐウェートを占めます。実数でいうと年間約2万人です。保証人の責任の中身をよく把握しないと、とんでもない事態になるかもしれません。

法的な保証人には、「保証人」と「連帯保証人」の2種類あります。保証人は、債権者から返済を迫られたとき、「まずは借りた本人に請求して」と求めることができます(催告の抗弁)。「借りた本人には返済に回せる財産がまだあるのでそこから」と言うことも可能です(検索の抗弁)。連帯保証人はどちらをすることもできません。

連帯保証人が複数いる場合、その人たち同士が返済を分担することもできません。債権者は、連帯保証人1人へ全額の返済を求めることができます。こうしたルールから考えると、連帯保証人には、借りた本人並みに重い責任があると言えるでしょう。

通常、「保証人を」と頼まれたとき、それは連帯保証人を意味する例が多く、契約書を読めば「連帯」とわかるのですが、多くのは人はあまり意識せず、引き受けてしまうケースが多いようです。

保証人は不動産の賃貸契約などでも設定を求められることがあります。特に注意が必要です。現在は、お金の借り入れ時などとは違い、保証人の負担上限(極度額)を設ける決まりがないからです。賃貸不動産の保証人になった場合、滞納家賃に加え、物件の原状回復費などを青天井で請求される可能性があります。

民法改正案で保証人の保護の強化をはかるが...

今年の国会で上程された民法改正の原案では、保証人を保護するためのルールが盛り込まれていました。まず、個人が「事業のための債務」の保証人になる場合、原則として、公証人の立ち会いの下で意思確認をしなければなりません。不動産賃貸なども含め、債務内容によらず「極度額」を定めることも必要とされています。第三者が保証人となる場合には、保証契約締結前1カ月以内に公正証書を作成して保証人となる意思表示を明らかにすることとされました。成立すれば、民法制定以来120年ぶりの改正でしたが、安保法案の審議の影で、今回の国会での成立は見送られました。

2014年破産事件及び個人再生事件記録調査から

